

※変更点にご注意ください

経営事項審査マニュアルの改正について (令和5年12月)

以下の項目について経営事項審査マニュアルの改正を行いました。申請の際はご注意ください。

1 自動車検査証の電子化に伴う建設機械の確認資料の変更について (P. 15)

自動車検査証の電子化に伴う、ダンプ車等の場合に提出いただく確認書類の一つである自動車検査証の取扱いを以下(1)および(2)のとおりとします。ご申請の際にはご注意ください。

(1) 従来の自動車検査証 (A4サイズのもの) をお持ちの場合

審査基準日時点で有効期間内の自動車検査証を提出してください。

(2) 電子化後の自動車検査証 (A6サイズ相当の厚紙にICタグを貼付したもの) をお持ちの場合

審査基準日時点で有効期間内の自動車検査証記録事項(※)を提出してください。

※車検証閲覧アプリにより出力が可能です。詳細は以下のURLをご確認ください。

URL : <https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/>

2 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況について (P. 64)

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から、様式第25号の14別紙3「その他の審査項目(社会性等)」の項番54『建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況』の項目が、新たに評価されます。以下の評価の概要等について、十分にご確認の上、ご申請いただくようお願いいたします。

(1) 評価の概要

審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った審査対象工事において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施している場合に評価されます。

(注) **令和5年8月14日以降**を審査基準日とする申請から対象となります。

(2) 評価区分(具体的な評価区分の確認方法は、P. 64をご確認ください)

- ・審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で上記(1)の措置を実施した場合 15点
- ・審査対象工事のうち、全ての公共工事で上記(1)の措置を実施した場合 10点

(3) 提出書類(確認書類)

上記(2)において加点対象(15点または10点)となる場合、様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」

(P. 81)を作成の上、ご提出ください。なお、加点対象とならない場合、様式第6号の作成および提出は不要です。